

改定案策定に当たっての基本的考え方

平成28年10月14日 公共施設マネジメント課作成

【公民館の改定内容】

- ① 公民館の利用者に転嫁しないコストについて、これまで各公民館の実績値（H26調査2,200～3,239千円）を用いて試算をしていたが、一律に図書室及び自主事業の人件費等として5,000又は6,000千円（連絡所業務のある館）と設定し、利用者に転嫁するコストを圧縮（値上げ幅の抑制）
- ② 館長の人件費について、常勤正規雇用を配置する3館についても再任用職員平均給与で統一
- ③ 各公民館で最も利用件数の多い大会議室・ホールの値上げを2倍以下に抑制
 〈現行〉 〈方針〉 〈改定案〉
 400円・600円→ 900円・1400円→ 800円・1000円・1200円
- ④ 他の会議室等は、200円から200～400円を目安とするが、和室、音楽室等、会議室の2倍程度の広さを持つ等の場合は、500円に設定するとともに、古い施設等の小さな部屋は100円に引き下げ。

【他の施設の改定内容】

- ① 公民館以外の「部屋を貸す施設」は、方針を踏まえつつ公民館の見直し後の料金との均衡に考慮して決定
- ② 一律の計算式になじまない特殊な施設等（文化会館ホール、表丹沢野外活動センター、スポーツ施設等）については、方針の改定限度（2.1～2.5倍以内）の範囲において、合理的な理由（改修費用の転嫁等）に基づく試算を採用

全28施設の平均改定率約57%